環保第１３７５号
令和８年１１月４日

九州電力株式会社
代表取締役　中村 典弘　殿

大分県知事　　佐　藤　　樹　一　郎

（仮称）下筌・松原揚水発電所新設計画　計画段階環境配慮書に対する
環境保全の見地からの意見について

上記のことについて、環境影響評価法第３条の７第１項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、下記のとおりです。

記

１　総括的事項

本事業は、筑後川水系の下筌ダム及び松原ダムを活用し、最大出力 10 万 kW 級の揚水発電設備を新設するものである。

本事業を計画するにあたっては、貯水池を新設しないこと、河川維持流量を減少させないこと、または既存の利水容量を活用することを理由に、環境影響が軽微であると判断することなく、内径８ｍ、延長約 5,700ｍの水路、発電設備等の設置や、揚水及び発電に伴う水の移動、水位変動等による環境影響を適切に把握すること。

また、施設配置、工事計画及び土捨場の位置の検討にあたっては、関係自治体、専門家及び関係機関等の意見を十分に聴取し、環境影響の回避・低減を図るとともに、改変区域を最小限とすること。

なお、方法書以降の手続において重大な環境影響を回避または十分に低減できないと判断される場合には、施設配置、工事計画その他の事業計画を見直すこと。

２　個別的事項

（１）水環境

ア　揚水発電に伴い、既設の上下ダム間で水を移動させることから、貯水池内の水質に変化が生じる可能性がある。このため、貯水池内の水の滞留及び移動を含む、貯水池及び下流河川の水環境への影響について、既存資料、過去の調査結果及び類似事例を踏まえて、適切に調査、予測及び評価すること。

イ　方法書を作成するにあたっては、近隣の既設ダムを有する河川の上流域及び下流域の現

状を把握し、河川上流部における建造物が水質や周辺環境に及ぼす影響を把握する際の参考とすること。

（２）地形・地質

ア　事業実施想定区域及びその周辺について、重要な地形・地質のみならず、鉱山跡等のその他の地質情報を把握し、工事計画等との関係を踏まえて、必要に応じて調査を行うこと。

イ　事業実施想定区域及びその周辺は、地すべりや斜面崩壊が発生する危険性が高いことから、施設の建設、掘削その他の工事の実施に伴う地すべり等を防止・低減するための対策を講じるとともに、危険性の高い地域を避けること。また、施設の建設、掘削その他の工事の実施に伴う周辺環境への影響について、地形・地質を十分に調査し、必要な予測及び評価を行うこと。

（３）動物・植物・生態系

ア　揚水時に魚類、魚卵その他の水生生物が取水口から吸い込まれ、上下のダム間を移動する可能性があることから、ダム湖の魚類等の生息状況を把握し、必要に応じて専門家等への聞き取りを行い、魚類等の被害を低減する設計や構造を検討すること。

イ　揚水発電に伴いダム湖の水位が現在と変化する場合には、水辺植物群落の分布や生育状況等を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

ウ　水中工事を行う場合には、魚類・水生生物、水辺植物群落その他の水域生態系への影響について検討を行うとともに、濁水、排水及び土砂については適切に処理し、河川及び貯水池への汚濁負荷を低減すること。

エ　猛禽類及び渡り鳥等の生息場所として重要な地域であるため、繁殖期等を考慮し、工事時期や土捨て場の位置等を検討すること。

オ　配慮書以降の段階で新たに重要な種等を確認した場合は、方法書以降の図書に反映すること。

（４）廃棄物等

土捨場の選定に際して、谷部を土捨場として利用する可能性がある場合は、希少な動植物及び植生等への影響が大きくなる可能性があることから、その利用を可能な限り環境に配慮すること。

また、土捨場の設置に当たっては、地すべり、斜面崩壊、土砂流出を誘発しないよう、地形・地質および施工方法を十分に検討して必要な対策を講じるとともに、周辺の動植物の生息・生育環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

（５）人と自然との触れ合いの活動の場

ダム湖等の利用者及び関係する事業者に対し、揚水発電の運用、水位変動、工事の実施時期及び発電時の立入規制等について、丁寧に説明するとともに、必要な情報提供及び協議を行うこと。

（６）文化財

事業実施想定区域内に所在する松原遺跡及び貫見遺跡等の埋蔵文化財包蔵地について、図書等において位置を適切に表示するとともに、所管する行政機関に対し、事業計画及び施設配置の検討状況を説明し、十分に協議すること。

（７）その他

事業計画の具体化にあたっては、関係自治体等と必要に応じて協議を行うとともに、地域住民に対して事業の内容、環境影響及び検討状況等を説明し、必要に応じた情報提供にも配慮すること。また、事業実施想定区域の下流域である三隈川、大山川等は、水質についての市民の関心が高く、環境保全活動を行っている地域であることから、地域の実情や住民の意見の把握に努め、地域住民の理解が得られるよう丁寧に対応すること。